

祇園祭創始 1150 年記念事業講座等記録刊行業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、祇園祭創始 1150 年記念事業講座等記録刊行業務を民間事業者へ業務委託するため、公募型プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）方式によって選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2 事業の目的

京都市では、祇園祭が創始から 1150 年、重要無形民俗文化財に指定されて 40 年、ユネスコ無形文化遺産に登録されて 10 年を迎える節目の年に、祇園祭の意義を再認識するとともに、その価値・魅力を広く発信するべく、祇園祭山鉾連合会や八坂神社等との連携の下、①大学や企業と連携した取組、②講座、③シンポジウム、④公募写真展、⑤記念講演と実演等の記念事業に取り組んでいく。

本事業は、これら事業のうち、②講座（全 4 回）と③シンポジウムに焦点を当て、その内容を記録し、一般書籍として刊行することによって、京都市民だけでなく、全国の祇園祭ファンに向けて、新たな知見を伝えることを目的とする。

3 内容

別紙「仕様書」のとおり

4 参加資格

京都市契約事務規則等に沿って、次の条件を満たす法人とする。

なお、契約締結後であっても、応募者が以下の条件を満たしていないことが判明した場合には、本市は契約を解除できるものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 11 第 1 項において準用する第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 過去 2 箇年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的としない法人であること。特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした法人でないこと。
- (4) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。また、法人及びその役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員でないこと。
- (5) 京都市契約事務規則第 40 条の規定により、本市の承認なしに委託業務内容を他の事業者へ再委託しないこと。

5 契約条件

- (1) 契約形態
委託契約とする。

(2) 委託金額の上限

1, 500千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 講師に支払う校正経費とコラム等の追加執筆に対する原稿料を含む。

(3) 契約期間

契約締結日から平成32年3月31日（火）までとする。

(4) 委託費の支払条件

原則、委託業務履行確認後に支払う。

※受託者の申出により、応相談

(5) その他

ア 企画提案の内容に基づく見積額は、物価の上昇等の正当な理由が無い限り契約時に増額することは認めない。また、提案内容等を勘案して決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らないことに留意すること。

イ 受託候補者となった者は、その地位・権利の譲渡ができないものとし、契約締結後、当該委託業務全ての履行を再委託することは禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ本市の承認を得ることとする。

6 参加手続等

プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり、必要な手続等を行うものとする。

(1) 各種必要書類の提出

ア 提出書類及び提出部数

(ア) 会社概要（様式1及び冊子等）4部

(イ) 実績申告書（様式2）4部

平成27年度以降に行った伝統行事に係る一般書籍刊行業務の実績（3件）について記載すること。

(ウ) 見積書（任意様式）

印鑑を押印したもの1部、押印していないもの3部

提案された業務一切に係る積算根拠を明示すること。

(エ) 企画提案書（任意様式）4部

記録刊行に係る企画提案を行うものとする（スケジュールを含む）。様式は、A4（縦横自由）とし、頁数等は特に定めない。内容に関しては、別紙仕様書を十分理解したうえで、7（2）審査基準を参考に作成するものとする。

(オ)

イ 提出期限

平成31年4月26日（金）午後5時（必着）

郵送又は持参により提出すること。

ウ 提出先

〒604-8006

京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町394番地 Y・J・Kビル2階

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課 担当：原，今中
電 話：075-366-1498/FAX：075-213-3366
電子メール：bunka-hogo@city.kyoto.lg.jp

(2) 質問

プロポーザルに関して質問がある場合は「質問書」（様式3）に記載し、「6 参加
手続等（1）ウ 提出先」に記載するメールアドレスに、「プロポーザルの質問」と件
名を記入し、当該ファイルを添付して、電子メールで提出すること。電話での質問は
一切受け付けない。

ア 質問者

本プロポーザルに対して質問できる者は、上記「4 参加資格」を満たしている者
とする。

イ 質問期限

平成31年4月17日（水）午後5時
※期限後の質問は、一切受け付けない。

ウ 回答

質問への回答は、平成31年4月19日（金）までにホームページに掲載する。

(3) 注意事項

ア 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 失格となる参加表明書及び企画提案書等

参加表明書及び企画提案書等が次の事項の一つ以上に該当する場合には失格とな
る場合がある。

なお、失格となった場合は、別途通知するものとする。

- (ア) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
- (イ) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- (ロ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (ハ) 虚偽の内容が記載されているもの。

ウ その他

- (ア) 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (イ) 提出された企画提案書等は、受託者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。
ただし、提案の内容については、今後の参考にすることがある。
- (ロ) 提出された書類は、受託者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成
することがある。
- (ハ) 提出期限以降における企画提案書等の差替え及び再提出は認めない。
- (ニ) 全ての提出書類は、返却しない。

7 提案の審査・選定等

(1) 審査方法

提出された企画提案書等に基づき、祇園祭創始1150年記念事業記録刊行業務受託
候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において選定する。選定委員会
は非公開とし、選定の経過等に関する問合せには応じない。

また、必要に応じて参加者には、企画提案に係る説明を求める場合があり、その場合には、参加者に別途通知するので、説明ができる者を選定委員会に出席させることとする。

(2) 審査基準

評価項目は次のとおりとし、本事業の趣旨の理解度、企画の水準、実効性、事業実現可能性、取組体制の事業遂行能力その他事情を総合的に評価し選定する。

ただし、最も高い評価点を得た者であっても一定の評価点（60点/100点）に満たない場合は、受託候補者として選定しない。

【企画提案】

- ・本事業の目的を理解し、仕様書に基づいた企画提案となっているか。
- ・事業を効果的に実施するための工夫がなされているか。
- ・本市が仕様書で要求する項目以外のもので、効果的な追加提案があるか。
- ・祇園祭の現状や課題を踏まえた提案となっているか。

【スケジュール・実績】

- ・提案内容を円滑に実施できるスケジュールとなっているか。
- ・同種又は類似業務の実績は十分であるか。

【見積金額】

- ・見積について妥当な金額であるか。

(3) 選定委員会の体制

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財担当部長（委員長）

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課長

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課文化遺産普及・活用担当課長

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課美術工芸・民俗文化財係長

(4) 通知

選定結果については、全ての参加者に対して電子メールで通知するとともに、京都市のホームページ上（入札・公募型プロポーザル情報）に参加した事業者及び評価点を公表する。

(5) 契約

選定委員会において受託候補者に選定された者と委託見積限度額の範囲内で交渉し、協議のうえ、契約する。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

8 その他

委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、随時、本市と連絡調整を行うこと。